

# 青森県報

第三千八百十八号

平成二十六年  
三月十四日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) …… 一

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一

生活保護法による指定施術者の廃止の届出…………… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止の届出…………… (同) …… 二

障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 二

保安林の指定…………… (林政課) …… 二

車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定…………… (道路課) …… 三

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者の一部改正…………… (建築住宅課) …… 三

### 公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (商工政策課) …… 三

右 同…………… (同) …… 四

右 同…………… (同) …… 四

### 監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表…………… (事務局) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

## 正 誤

平成二十年十二月二十六日、平成二十三年六月十五日、平成二十四年六月二十九日及び平成二十四年十二月十二日定例告示中…………… (道路課) …… 七

## 規 則

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則

青森県薬事法施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第五条中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
三浦内科医院	弘前市大字駅前二丁目四の一	平成二六・一・二〇

青森県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定実施者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	廃止年月日
山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	平成二五・三・三

青森県告示第百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
三浦内科医院	弘前市大字駅前二丁目四の一	平成二六・一・二〇

青森県告示第百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定実施者から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	廃止年月日
山邊 克彦	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	平成二五・三・三

青森県告示第百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有有限会社くろいし介護	黒石市野添町八九の一	ミルミルハ	黒石市野添町一
就労継続支援B型			
			平成二六・四・一

青森県告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三三の一四、字榊原上野二〇八の二四七、二〇八の二五一、二〇八の一三五・二〇八の二四四・二〇八の二四九・二〇八の二七一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百七十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条第一項の規定により公示する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 八戸環状線	八戸市大字糠塚字大開一の一六から 八戸市大字中居林字道台二五の三まで

二 指定する年月日

平成二十六年四月一日

青森県告示第百七十九号

平成二十五年三月二十七日青森県告示第百五十六号(青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)八戸ニュータウンショッピングセンター(Bゾーン)

八戸市東白山台一丁目一の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一

代表取締役 石黒靖規

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年三月十四日から同年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ青森勝田店

青森市勝田二丁目二〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年三月十四日から同年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カプセンター八戸長苗代店

八戸市大字長苗代字前田五三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年三月十四日 青森県報 第 3818 号

3 監 閲

青森県報 第 3818 号 平成二十六年三月十四日 青森県報 第 3818 号

監 査 結 果

監査結果に対する措置の公表

平成26年2月17日付け青森県報外第7号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年3月14日

青森県監査委員	泉	山	哲	草
同	元	木	篤	子
同	山	谷	清	文
同	小	檜	吉	紀

監査箇所名	監査結果	措置の内容
高齢福祉保険課	補助金において、補助事業に係る検査確認が適正に行われていないことから誤った額で確定している。	必要な事務手続を行い、再確定の上、補助金の一部を返還させた。今後は、補助金にかかる自己点検表を作成し、法人自らの評価を報告させることとした。また、書類審査をより詳細に行うため複数対応とし、適正な検査確認を実施することとした。
青森県道路公社	業務管理費の需用費において、契約書を作成していないものがある。	職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、支出負担行為及び支出命令票の様式を改め、起案時に契約書作成の要否を記載させることとした。

株式会社東北産業	延滞債権の解消に努めること。 おもり農林業支援センター	県営住宅等の管理を委託された業務について、基本協定書及び年度協定書に違反しているものがある。	とにより契約手続におけるチェック機能を強化し、適正な事務処理に努めることとした。
社会福祉法人つがる三和会	事務費旅費交通費において、出張命令書の決裁区分を誤っているものがある。	今回の監査で指摘を受けた件については、速やかに是正措置を講じた。併せて事務処理の適正化に努めることとした。	
社会福祉法人つくし会	事務費本人徴収額において、認定額を誤っているものがある。	対象者に対して徴収額の誤りについて説明し、過大徴収分を対象者の通帳へ振り込んだ。	計上誤りによる補助金過大請求分を県に返還した。
株式会社東北産業	県営住宅等の管理を委託された業務について、基本協定書及び年度協定書に違反しているものがある。	1. 申請書等の入居者への未配布・県への未提出に対し、指定管理者から県へ提出される定期報告書・事業報告書に各種承認申請及び届出の処理件数を記載させるとともに、県実施の年1回以上の実地調査時に処理状況を確認することとした。 2. 専用紙を用いる納入通知書等の不正発行に対し、指定管理者は内部の監督機能を強化し、県は文書受払簿を作成し管理を徹底することとした。 3. 県営住宅等管理システムの不正操作に対し、県は当該システムの改善を平成25年度で一部実施し、平成26年度で完了予定としている。	

利費、福利厚生費及び委託費において、計上額が誤っている。

監査結果に対する措置の公表

平成26年2月17日付け青森県報号外第7号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年3月14日

青森県監査委員 泉 山 哲 章  
同 元 木 篤 子  
同 山 谷 清 文  
同 小 檜 山 吉 紀

監査箇所名	監査結果	措置の内容
下北地域県民局 地域農林水産部	資金において、非常勤事務員に係る勤務の割振りが適正でないものがある。	関係規程等の遵守、内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。 なお、勤務実績は訂正し、不適正勤務日については、時間外勤務手当として1月21日に追給した。
青森県立三本木 農業高等学校	管理監督者が、馬の馬の使用や管理についてその実態を把握しておらず、県有馬に係る財務事務の執行において内部統制が全く機能していない。	組織としての内部チェック機能や相互けん制を動かせるため、県有馬の飼養管理を複数の職員で担当し、数年で業務の配置換えを行うこととした。 また、厩舎に点検記録簿を備え、県有馬の毎日の状態や使用状況を記録するとともに、管理監督者及び関係職員が、毎月厩舎で県有馬を確認することとした。

物品供用員等が行うべき事務を行っている。

物品供用員を含めた職員全員を対象に、物品の事務に関する研修を行った。  
また、物品供用員が異動する場合には、引き継ぎ時の現物確認を徹底することとした。

県有馬4頭のうち2頭が所在不明となっているにもかかわらず、4頭分の管理に要する経費を支出している。

県有馬でない2頭については、所有者に返却することとした。  
また、県有馬の管理を複数の職員で行うとともに、動物出納簿と現物の確認を定期的に行い、管理に要する経費を適切に支出することとした。

需用費において、職員が業者によって請求書及び納品書の数量、金額等を記入しているものがある。

適切な財務事務が行われるよう、物品購入に携わる教職員に指導した。

県有馬2頭が所在不明となっている。

厩舎に点検記録簿を備え、県有馬の毎日の状態や使用状況を記録するとともに、管理監督者及び関係職員が、毎月厩舎で県有馬を確認することとした。  
また、外部からの厩舎への出入りを制限し、無断で入ることのないよう表示板を設置することとした。  
なお、所在不明となっている県有馬2頭に係る状況を動物出納簿に追記し、現状との整合を図った。

県有馬1頭が、処分手続が行われることなく売却された。

組織としての内部チェック機能や相互けん制を動かせるため、県有馬の飼養管理を複数の職員で担当し、数年で業務の配置換えを行うこととした。

正

誤

また、厩舎に点検記録簿を備え、  
 県有馬の毎日の状態や使用状況を記  
 録するとともに、管理監督者及び関  
 係職員が、毎月厩舎で県有馬を確認  
 することとした。  
 さらに、物品供用員を含めた職員  
 全員を対象に、物品の事務に関する  
 研修を行った。

馬術部の管理運営が  
 適正を欠くものとなっ  
 ている。

馬術部の運営に関する方針を作成  
 し、部使用馬の管理・飼養、運営費  
 金等について定めた。  
 また、その方針に基づき管理運営  
 状況について、保護者等に対して説  
 明・報告するとともに、管理監督者  
 が定期的に点検・確認することとし  
 た。

道 路 課

発行年月日 発行番号	区分	番 号	ペー ジ	段	行																					
平成26.3.15 第三四〇〇号	告示	第五四一号	六	全	表中																					
平成26.3.16 第三〇二九号	告示	第八三四号	三	全	表中																					
誤																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">三、九二一・〇〇メートル</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">三、九〇三・〇〇メートル</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">二、七三二・〇〇メートル</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">二、七一一・八〇メートル</td> </tr> </table>						三、九二一・〇〇メートル	三、九〇三・〇〇メートル	二、七三二・〇〇メートル	二、七一一・八〇メートル																	
三、九二一・〇〇メートル	三、九〇三・〇〇メートル																									
二、七三二・〇〇メートル	二、七一一・八〇メートル																									
正																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">上北郡野辺地町字船橋二の三〇から</td> <td style="width: 33%;">上北郡野辺地町字船橋二の三〇から</td> <td style="width: 33%;">上北郡野辺地町字船橋二の三〇から</td> </tr> <tr> <td>上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで</td> <td>上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで</td> <td>上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで</td> </tr> <tr> <td>上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで</td> <td>上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで</td> <td>上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで</td> </tr> <tr> <td>上北郡野辺地町字船橋二の三〇から</td> <td>上北郡野辺地町字船橋二の三〇から</td> <td>上北郡野辺地町字船橋二の三〇から</td> </tr> <tr> <td>上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで</td> <td>上北郡野辺地町字野辺地五九の一まで</td> <td>上北郡野辺地町字野辺地五九の一まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">後</td> <td style="text-align: right;">前</td> <td style="text-align: right;">前</td> </tr> </table>						上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで	上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで	上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	上北郡野辺地町字野辺地五九の一まで	上北郡野辺地町字野辺地五九の一まで	後	前	前			
上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から																								
上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで																								
上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで	上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで	上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで																								
上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から																								
上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	上北郡野辺地町字野辺地五九の一まで	上北郡野辺地町字野辺地五九の一まで																								
後	前	前																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">一六・〇〇メートルから</td> <td style="width: 33%;">一六・〇〇メートルから</td> <td style="width: 33%;">一六・〇〇メートルから</td> </tr> <tr> <td>四二・五〇メートルまで</td> <td>四九・三〇メートルまで</td> <td>四二・五〇メートルまで</td> </tr> <tr> <td>一四・五〇メートルから</td> <td>一四・五〇メートルから</td> <td>一四・五〇メートルから</td> </tr> <tr> <td>一一・〇〇メートルまで</td> <td>一一・〇〇メートルまで</td> <td>一一・〇〇メートルまで</td> </tr> <tr> <td>一六・〇〇メートルから</td> <td>一六・〇〇メートルから</td> <td>一六・〇〇メートルから</td> </tr> <tr> <td>四二・〇〇メートルまで</td> <td>四七・三〇メートルまで</td> <td>四二・〇〇メートルまで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">五八三・一〇メートル</td> <td style="text-align: right;">七六五・六〇メートル</td> <td style="text-align: right;">五八三・一〇メートル</td> </tr> </table>						一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから	四二・五〇メートルまで	四九・三〇メートルまで	四二・五〇メートルまで	一四・五〇メートルから	一四・五〇メートルから	一四・五〇メートルから	一一・〇〇メートルまで	一一・〇〇メートルまで	一一・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから	四二・〇〇メートルまで	四七・三〇メートルまで	四二・〇〇メートルまで	五八三・一〇メートル	七六五・六〇メートル	五八三・一〇メートル
一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから																								
四二・五〇メートルまで	四九・三〇メートルまで	四二・五〇メートルまで																								
一四・五〇メートルから	一四・五〇メートルから	一四・五〇メートルから																								
一一・〇〇メートルまで	一一・〇〇メートルまで	一一・〇〇メートルまで																								
一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから	一六・〇〇メートルから																								
四二・〇〇メートルまで	四七・三〇メートルまで	四二・〇〇メートルまで																								
五八三・一〇メートル	七六五・六〇メートル	五八三・一〇メートル																								

平成 第三六 二八号	平成 第三五 五八号
告示	告示
第八七五号	第五四四号
五	二
上	全
表中	表中
下北郡東通村大字白糠字赤平二八から 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山国有林二〇四五林班い小 班まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の三から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の三から で
	後 前 前
下北郡東通村大字白糠字赤平三一の二から 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山国有林二〇四五林班い小 班まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の三から で
	後 前 前

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭